

平成21年特定サービス産業実態調査

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、 インターネット附隨サービス業 調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上
の目的以外に使用されることはありません

平成21年11月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。
- 調査票の項目に「***」が入っている場合は、記入の必要がありません。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はつきりと記入してください。
 - (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではつきり記入してください。
 - (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
 - (4) 割合を記入する場合は、整数(例えば、6.3%→6%、1.5%→2%)で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
 - (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」(※)について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
- (※)この調査における「主たる業務」とは、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」、「インターネット附隨サービス業務」のうち、売上高が多い業務をいいます(以下同じ)。当該各業務の内容は、下記の「II. 調査対象となる事業所」の(1)、(2)及び(3)において記載されている業務となりますので参照してください。

II. 調査対象となる事業所

※当該調査では、平成19年11月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類小分類391—ソフトウェア業又は同小分類392—情報処理・提供サービス業又は同小分類401—インターネット附隨サービス業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「ソフトウェア業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。
 - ①電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス
 - ②電子計算機のパッケージプログラム(※)の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス
- (※)プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等に最初から組み込まれて(インストールされて)出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェアなど
- ③インターネット・ホームページの制作

◆ただし、次のような業務を行う事業所はソフトウェア業の対象となりません。

- ①その他の電子応用装置製造業[細分類 2969]
- ②情報を記録した物(オーディオディスクレコード、ビデオディスクレコード、オーディオテープレコード、磁気カ

ド等)の製造 → 情報記録物製造業[細分類 3296]

③ゲーム用カセット製造業 [細分類 3296] ; ゲーム用光ディスク製造業 [細分類 3296]

(2) 「情報処理・提供サービス業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。

- ①電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス(顧客が自ら運転する場合を含む)
- ②電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス(データエンタリーサービス)
- ③各種(不動産情報、気象情報、科学技術情報など)のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するデータベースサービス
- ④ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス
- ⑤市場調査、世論調査などの各種調査サービス
- ⑥自社で開発を行った、アプリケーション・サービス・プロバイダー(ASP)、ソフトウェア・アズ・ア・サービス(SaaS)
(※)

(※) 「SaaS」とは、ネットワークを介してソフトウェアをオンラインで利用するという点でASPサービスと似ており、一般的なASPサービスを指す場合もあるが、仮想化されたサーバ環境により柔軟に能力を配分する点や、API(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)を提供してユーザシステムとのシームレスな連携を可能にしている点、カスタマイズが可能な点など、従来の同種サービスよりも進化した特長をもつサービスを従来のものとは区別して「SaaS」と呼んでいる。

◆ただし、次のような業務を行う事業所は情報処理・提供サービス業の対象となりません。

- ①公認会計士事務所(細分類 7241)、税理士事務所(細分類 7242)
- ②ソフトウェアの販売
他の事業所によって開発されたソフトウェア・プロダクトのパッケージ販売のみを行っている事業所(大分類I-卸売業、小売業)
- ③社内業務
専ら、自企業のための社内業務としてソフトウェア業務又は情報処理・提供サービス業務を行っている事業所(金融機関の計算部門等)
- ④コールセンター業務、カスタマサービス業務
顧客や消費者からの問い合わせ、苦情などを電話で受け付ける業務(テレマーケティング業)
- ⑤情報記録物製造業[細分類 3296]
- ⑥新聞、定期刊行物、テレビ等へのニュースの提供 → ニュース供給業[細分類 4161]
→ 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査」の対象となります。
- ⑦興信所[細分類 7291]、観光案内業(ガイド)[細分類 7999]
- ⑧経営コンサルタント業[細分類 7281]
- ⑨機器などの保守業務→機械修理業[小分類 901]、電気機械器具修理業[小分類 902]
- ⑩自社のL S I 製造に係る設計業務 → 機械設計業[小分類 743]となりますが、社内業務のため本調査の対象外

(3) 「インターネット附隨サービス業」は、主としてインターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業所であって、他に分類されない以下の事業を営む事業所が調査の対象となります。

①ポータルサイト・サーバ運営業務

ウェブ情報検索サービス業、インターネット・ショッピング・サイト運営業、インターネット・オークション・サイト運営業などの主としてインターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供する事業所

②アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務

ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)業務などソフトウェアを購入し、オフィス・アプリケーションを複数の利用者にネットワーク経由で提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務(ただし、ソフトウェアの作成から一貫して行うものは、「(2)情報処理・提供サービス業」の対象となります。)

③サーバホスティング・ハウジング業務

保有するサーバをインターネット回線又は専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバシステムの運用、管理等の業務及びインターネットのためのサーバーの賃貸、管理等を行うサーバホスティング・ハウジング業務(ただし、従来型のバッチ処理による計算処理等は、「(2)情報処理・提供サービス業」の対象となります。)

④コンテンツ配信業務

ソフトウェアの作成を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信する業務(ただし、不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務は、「(2)情報処理・提供サービス業」の対象となります。また、ホームページの制作から配信までを行う場合は、「(1)ソフトウェア業」の対象となります。)

⑤その他の業務

インターネットを利用する事業等をサポートするサービス業務(広告のためにインターネット上に場所を提供している広告媒体等のポータル事業及び課金・決済・回収代行等のプラットフォーム事業等)

◆ただし、次のような業務を行う事業所はインターネット附隨サービス業調査の対象となりません。

①電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言

→ ソフトウェア業[小分類 391] → 「(1)ソフトウェア業」の対象となります。

②情報処理・提供サービス業[小分類 392] → 「(2)情報処理・提供サービス業」

(注) ソフトウェアの作成から一貫して行うアプリケーション・サービス・プロバイダー(ASP)、システム等管理運営受託、情報提供サービス等の業務はインターネット附隨サービス業の調査の対象とはなりません。

また、ソフトウェアを購入し複数の利用者にネットワーク経由で提供し対価として利用料を徴収するサービス業務や、サーバホスティング・ハウジング業務、コンテンツ配信業務などは、一部の業務が情報処理・提供サービス業に類似しており調査の対象とならないような場合もありますが、インターネット附隨サービス業の対象となる業務の詳細については本記入注意の9~10頁をご覧ください。

③自身で在庫を持ち、インターネットを利用して通信販売を行う業務

→ 卸売業、小売業[大分類 I]

ただし、ダウンロードによるソフトウェア、映像コンテンツ等の販売は、「インターネット附隨サービス業」の対象になります。

④インターネット専業銀行 → 普通銀行[細分類 6221]

⑤インターネット広告業 → ネット広告業[細分類 7311] → 「広告業調査」の対象となります。

⑥インターネット・ホームページのデザインをする事業所 → デザイン業[細分類 7261]

→ 「デザイン業、機械設計業」の対象となります。

⑦ I S P (インターネット・サービス・プロバイダ) → その他の固定電気通信業[細分類 3719]

(参考) 日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページ

【<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>】をご覧ください。

(1) ソフトウェア業(小分類番号:391)

3911 受託開発ソフトウェア業

顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成について、調査、分析、助言などを行

う事業所をいう。

【例示】受託開発ソフトウェア業；プログラム作成業；情報システム開発業；ソフトウェア作成コンサルタント業

3912 組込みソフトウェア業

情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等に組込まれ、機器の機能を実現するためのソフトウェアを作成する事業所をいう。

【例示】組込みソフトウェア業

3913 パッケージソフトウェア業

電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】パッケージソフトウェア業

3914 ゲームソフトウェア業

家庭用テレビゲーム機、携帯用電子ゲーム機、パソコン用コンピュータ等で用いるゲームソフトウェア（ゲームソフトウェアの一部を構成するプログラムを含む。）の作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】ゲーム用ソフトウェア作成業

(2) 情報処理・提供サービス業(小分類番号:392)

3921 情報処理サービス業

電子計算機などを用いて委託された計算サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう。

【例示】受託計算サービス業；計算センター；タイムシェアリングサービス業；マシンタイムサービス業；データエントリー業；パシチサービス業

3922 情報提供サービス業

各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所をいう。

【例示】データベースサービス業（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報などの提供サービス業）

3929 その他の情報処理・提供サービス業

市場調査、世論調査など、他に分類されない情報処理・提供サービスを行う事業所をいう。

【例示】市場調査業；世論調査業

(3) インターネット附随サービス業(小分類番号:401)

4011 ポータルサイト・サーバ運営業

主としてインターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用するサービスを提供する事業所であって、他に分類されないものをいう。

広告の提供を目的とするものや、サーバ等の機能を主として他の事業の目的のために利用させるものは、本分類には含まれない。

【例示】ウェブ情報検索サービス業；インターネット・ショッピング・サイト運営業；インターネット・オークション・サイト運営業

4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ

主としてインターネットを通じて、音楽、映像等を配信する事業を行う事業所であって、他に分類されないものをいう。

【例示】ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）；

ウェブ・コンテンツ提供業（電気通信役務利用放送に該当しないもの）

4013 インターネット利用サポート業

主としてインターネットを通じて、インターネットを利用する上で必要なサポートサービスを提供する事業所をいう。

【例示】電子認証業；情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業

III. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「I 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「II 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「III 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「I 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「II 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額</u>（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 会 社</td><td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td></tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td><td>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）<u>外国の会社</u>とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる<u>外資系の会社</u>は<u>外国の会社</u>とはせず、<u>1 会社</u>となります。</td></tr> <tr> <td>3 個人経営</td><td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。</td></tr> </table>	1 会 社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※） <u>外国の会社</u> とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる <u>外資系の会社</u> は <u>外国の会社</u> とはせず、 <u>1 会社</u> となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。
1 会 社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※） <u>外国の会社</u> とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる <u>外資系の会社</u> は <u>外国の会社</u> とはせず、 <u>1 会社</u> となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。							
3	本社・支社別	<p>「I 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p>						

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意	
3	本社・支社別 (つづき)	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。
		2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。
		3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
◎以下の調査事項(番号4~7)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。			
4	年間売上高	(1) 「I 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」	
		① <u>事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>	
		なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。	
		② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。	
		③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。	
		(2) 「II Iの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」	
		① 上記(1)の「I」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」、「インターネット附随サービス業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。	
		② 「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「インターネット附隨サービス業務」の内容については、本記入注意の「II. 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1~3頁参照)に基づきますので、該当部分を参照してください。	
		③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入してください。	

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分（11～13頁参照）に従ってください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「インターネット附随サービス業務」のうち、売上高が多い業務（「<u>主たる業務</u>」といいます（以下同じ。）のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません）。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><ソフトウェア業務></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受注ソフトウェア開発</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメードのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス（※）や保守業務も含めてください。 (※)「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案（コンサルティング）から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス（LAN等ネットワーク構築を含む。） ○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。 ○メールマガジンの企画から制作（プログラム作成を含む）までを一貫して行っている場合はここに含めてください。 ○プログラム作成を含むホームページの制作受注はここに含めてください。 </td></tr> <tr> <td>ソフトウェア・プロダクト</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメードのソフトウェアをいいます。 ○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。 </td></tr> <tr> <td>業務用パッケージ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。 </td></tr> <tr> <td>ゲームソフト</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム（単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます）等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。 </td></tr> <tr> <td>コンピュータ等基本ソフト</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。 </td></tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	受注ソフトウェア開発	<ul style="list-style-type: none"> ○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメードのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス（※）や保守業務も含めてください。 (※)「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案（コンサルティング）から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス（LAN等ネットワーク構築を含む。） ○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。 ○メールマガジンの企画から制作（プログラム作成を含む）までを一貫して行っている場合はここに含めてください。 ○プログラム作成を含むホームページの制作受注はここに含めてください。 	ソフトウェア・プロダクト	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメードのソフトウェアをいいます。 ○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。 	業務用パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。 	ゲームソフト	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム（単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます）等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。 	コンピュータ等基本ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。
業務種類	内容例示													
受注ソフトウェア開発	<ul style="list-style-type: none"> ○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメードのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス（※）や保守業務も含めてください。 (※)「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案（コンサルティング）から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス（LAN等ネットワーク構築を含む。） ○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。 ○メールマガジンの企画から制作（プログラム作成を含む）までを一貫して行っている場合はここに含めてください。 ○プログラム作成を含むホームページの制作受注はここに含めてください。 													
ソフトウェア・プロダクト	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメードのソフトウェアをいいます。 ○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。 													
業務用パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。 													
ゲームソフト	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム（単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます）等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。 													
コンピュータ等基本ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。 													

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
4	年間売上高 (つづき)	<p><情報処理・提供サービス業務></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報処理サービス</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービス(ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る)、情報処理コンサルティングサービス(IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ)など </td></tr> <tr> <td>システム等管理運営受託</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス(データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行いうインターネットデータセンターは含めません)をここに含めてください。 ○オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「その他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。 ○既成のホームページ更新作業にかかる売上げはここに含めてください。 </td></tr> <tr> <td>データベースサービス</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。 </td></tr> <tr> <td>インターネットによるもの</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。) </td></tr> <tr> <td>その他</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。 </td></tr> <tr> <td>各種調査</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○シンクタンク業務、コンサルティング(情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。 </td></tr> <tr> <td>その他</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務(業務請負など)の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。 ○ネットワーク構築(LAN・WAN機器の設定を含む)に係る売上げはここに含めてください。 </td></tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	情報処理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービス(ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る)、情報処理コンサルティングサービス(IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ)など 	システム等管理運営受託	<ul style="list-style-type: none"> ○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス(データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行いうインターネットデータセンターは含めません)をここに含めてください。 ○オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「その他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。 ○既成のホームページ更新作業にかかる売上げはここに含めてください。 	データベースサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。 	インターネットによるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。) 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。 	各種調査	<ul style="list-style-type: none"> ○シンクタンク業務、コンサルティング(情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務(業務請負など)の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。 ○ネットワーク構築(LAN・WAN機器の設定を含む)に係る売上げはここに含めてください。
業務種類	内容例示																	
情報処理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービス(ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る)、情報処理コンサルティングサービス(IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ)など 																	
システム等管理運営受託	<ul style="list-style-type: none"> ○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス(データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行いうインターネットデータセンターは含めません)をここに含めてください。 ○オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「その他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。 ○既成のホームページ更新作業にかかる売上げはここに含めてください。 																	
データベースサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。 																	
インターネットによるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。) 																	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。 																	
各種調査	<ul style="list-style-type: none"> ○シンクタンク業務、コンサルティング(情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。 																	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務(業務請負など)の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。 ○ネットワーク構築(LAN・WAN機器の設定を含む)に係る売上げはここに含めてください。 																	

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
	<p>※21年調査から業務種類の並びが変わっていますのでご注意ください。</p>	<インターネット附隨サービス業務> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイト運営業務</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト（検索サイト、ショッピングサイト等）を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度（アクセス回数）等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務をいいます。 ○サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入もここに含めます。 ○ただし、音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。 <p>※<u>ただし、以下の業務はインターネット附隨サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍、商品等の在庫を持ち、販売サイトを通じて行う通信販売（小売業となります。） </td></tr> <tr> <td>コンテンツ配信業務</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○ソフトウェアの開発を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務をいいます。 <p>※<u>ただし、以下の業務はインターネット附隨サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務（「情報処理・提供サービス業」の「データベースサービス業務」となります。） ・販売物が物品である場合（小売業となります。） </td></tr> <tr> <td>A S P 業務 (ソフトウェア開発を除く)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○購入したオフィスアプリケーションソフトをネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務をいいます。 <p>※<u>ただし、以下の業務はインターネット附隨サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの開発から一貫して行うもの（「情報処理・提供サービス業」となります。） </td></tr> <tr> <td>セキュリティサービス業務</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービスを提供する業務をいいます。 </td></tr> <tr> <td>サーバハウジング業務</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○顧客側が用意したサーバ等によりインターネットを通じて通信及び情報サービスに関する業務を行うための当該サーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務をいいます。 </td></tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	サイト運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ○一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト（検索サイト、ショッピングサイト等）を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度（アクセス回数）等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務をいいます。 ○サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入もここに含めます。 ○ただし、音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。 <p>※<u>ただし、以下の業務はインターネット附隨サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍、商品等の在庫を持ち、販売サイトを通じて行う通信販売（小売業となります。） 	コンテンツ配信業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ソフトウェアの開発を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務をいいます。 <p>※<u>ただし、以下の業務はインターネット附隨サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務（「情報処理・提供サービス業」の「データベースサービス業務」となります。） ・販売物が物品である場合（小売業となります。） 	A S P 業務 (ソフトウェア開発を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○購入したオフィスアプリケーションソフトをネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務をいいます。 <p>※<u>ただし、以下の業務はインターネット附隨サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの開発から一貫して行うもの（「情報処理・提供サービス業」となります。） 	セキュリティサービス業務	<ul style="list-style-type: none"> ○セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービスを提供する業務をいいます。 	サーバハウジング業務	<ul style="list-style-type: none"> ○顧客側が用意したサーバ等によりインターネットを通じて通信及び情報サービスに関する業務を行うための当該サーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務をいいます。
業務種類	内容例示													
サイト運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ○一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト（検索サイト、ショッピングサイト等）を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度（アクセス回数）等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務をいいます。 ○サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入もここに含めます。 ○ただし、音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。 <p>※<u>ただし、以下の業務はインターネット附隨サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍、商品等の在庫を持ち、販売サイトを通じて行う通信販売（小売業となります。） 													
コンテンツ配信業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ソフトウェアの開発を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務をいいます。 <p>※<u>ただし、以下の業務はインターネット附隨サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務（「情報処理・提供サービス業」の「データベースサービス業務」となります。） ・販売物が物品である場合（小売業となります。） 													
A S P 業務 (ソフトウェア開発を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○購入したオフィスアプリケーションソフトをネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務をいいます。 <p>※<u>ただし、以下の業務はインターネット附隨サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの開発から一貫して行うもの（「情報処理・提供サービス業」となります。） 													
セキュリティサービス業務	<ul style="list-style-type: none"> ○セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービスを提供する業務をいいます。 													
サーバハウジング業務	<ul style="list-style-type: none"> ○顧客側が用意したサーバ等によりインターネットを通じて通信及び情報サービスに関する業務を行うための当該サーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務をいいます。 													

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																														
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サーバホスティング業務</td><td>○事業者側が用意しているサーバ等によりインターネットを通じて通信及び情報サービスに関する業務を行うためのサーバの一部又は全部の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務をいいます。</td></tr> <tr> <td>電子認証業務</td><td>○ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務をいいます。</td></tr> <tr> <td>課金・決済代行業務</td><td>○ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に關し、利用者と販売店の仲介を行う業務をいいます。</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務をいいます。</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 「IV 「インターネット附隨サービス業務」の年間売上高の収入種類別割合」</p> <p>① この項目は、4Ⅱで「主たる業務」が「インターネット附隨サービス業務」であった場合のみ記入してください。4Ⅱの「インターネット附隨サービス業務」による年間売上高に占める収入種類別の割合を、合計が100%となるよう整形で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません）。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">法人からの収入</td><td>○法人から得る収入</td></tr> <tr> <td>広告収入</td><td>○ネット広告掲載の対価として得る収入</td></tr> <tr> <td>手数料収入</td><td>○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入</td></tr> <tr> <td>利用料収入</td><td>○サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○法人から得る上記以外の収入</td></tr> <tr> <td rowspan="5">個人からの収入</td><td>○個人から得る収入</td></tr> <tr> <td>手数料収入</td><td>○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入</td></tr> <tr> <td>利用料収入</td><td>○サイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入（オークション参加費、有料のゲーム配信など）</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○個人から得る上記以外の収入</td></tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	サーバホスティング業務	○事業者側が用意しているサーバ等によりインターネットを通じて通信及び情報サービスに関する業務を行うためのサーバの一部又は全部の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務をいいます。	電子認証業務	○ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務をいいます。	課金・決済代行業務	○ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に關し、利用者と販売店の仲介を行う業務をいいます。	その他	○インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務をいいます。	収入区分	内容例示	法人からの収入	○法人から得る収入	広告収入	○ネット広告掲載の対価として得る収入	手数料収入	○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入	利用料収入	○サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入	その他	○法人から得る上記以外の収入	個人からの収入	○個人から得る収入	手数料収入	○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入	利用料収入	○サイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入（オークション参加費、有料のゲーム配信など）	その他	○個人から得る上記以外の収入
業務種類	内容例示																															
サーバホスティング業務	○事業者側が用意しているサーバ等によりインターネットを通じて通信及び情報サービスに関する業務を行うためのサーバの一部又は全部の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務をいいます。																															
電子認証業務	○ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務をいいます。																															
課金・決済代行業務	○ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に關し、利用者と販売店の仲介を行う業務をいいます。																															
その他	○インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務をいいます。																															
収入区分	内容例示																															
法人からの収入	○法人から得る収入																															
	広告収入	○ネット広告掲載の対価として得る収入																														
	手数料収入	○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入																														
	利用料収入	○サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入																														
	その他	○法人から得る上記以外の収入																														
個人からの収入	○個人から得る収入																															
	手数料収入	○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入																														
	利用料収入	○サイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入（オークション参加費、有料のゲーム配信など）																														
	その他	○個人から得る上記以外の収入																														

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき) ※インターネット附隨サービス業の主な業務については、本記入注意の2~3頁をご覧ください。</p>												
5	年間売上高の 契約先産業別 割合 <small>(*)平成19年11 月に改定され た日本標準產 業分類の区分 に変更されてお ります。20年調 査の区分と違っ ている箇所が ありますのでご 注意ください。</small>	<p>(1) 「I「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合」について 契約先（取引相手）の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入 してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業別区分</th> <th>業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・ 熱供給・水道業</td> <td>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td>情報通信業 (同業者(13 頁の(※)参照) を除く)</td> <td>通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附隨サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td>運輸業、 郵便業</td> <td>鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）…(*)</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業 (同業者(13 頁の(※)参照) を除く)	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附隨サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運輸業、 郵便業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）…(*)
産業別区分	業種例示													
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業													
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業													
電気・ガス・ 熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業													
情報通信業 (同業者(13 頁の(※)参照) を除く)	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附隨サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）													
運輸業、 郵便業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）…(*)													

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の 契約先産業別 割合 (つづき) (*)平成19年11月に改定された日本標準産業分類の区分に変更されております。20年調査の区分と違っている箇所がありますのでご注意ください。	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業別区分</th> <th>業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業、小売業</td> <td>商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業…(*)</td> </tr> <tr> <td>学術研究、専門・技術サービス業</td> <td>学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など））、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業）、その他の技術サービス業…(*)</td> </tr> <tr> <td>宿泊業、飲食サービス業</td> <td>食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業…(*)</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業、娯楽業</td> <td>洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業（映画館、興行場（別掲を除く）、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業…(*)</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など））…(*)</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	卸売業、小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業…(*)	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など））、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業）、その他の技術サービス業…(*)	宿泊業、飲食サービス業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業…(*)	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業（映画館、興行場（別掲を除く）、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業…(*)	教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など））…(*)
産業別区分	業種例示																	
卸売業、小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）																	
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業…(*)																	
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など））、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業）、その他の技術サービス業…(*)																	
宿泊業、飲食サービス業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業…(*)																	
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業（映画館、興行場（別掲を除く）、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業…(*)																	
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など））…(*)																	

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意													
5	年間売上高の 契約先産業別 割合 (つづき) (*平成19年11月に改定された日本標準産業分類の区分に変更されています。20年調査の区分と違っている箇所がありますのでご注意ください。)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業別区分</th> <th>業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス業</td> <td>廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）…(*)</td> </tr> <tr> <td>公務</td> <td>国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td>同業者</td> <td>「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」又は「インターネット附随サービス業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む）（下記(※)参照）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> 農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など…(*) ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>		産業別区分	業種例示	サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）…(*)	公務	国家及び地方公務	同業者	「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」又は「インターネット附随サービス業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む）（下記(※)参照）	その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など…(*) ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業別区分	業種例示														
サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）…(*)														
公務	国家及び地方公務														
同業者	「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」又は「インターネット附随サービス業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む）（下記(※)参照）														
その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など…(*) ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。														
個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。														

(※) 契約先産業区分における「同業者」について

①あなたの事業所が「ソフトウェア業」である場合

- ・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」としてください。
- ・契約先が「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業（同業者を除く）」としてください。

②あなたの事業所が「情報処理・提供サービス業」である場合

- ・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。
- ・契約先が「ソフトウェア業」、「インターネット附隨サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業（同業者を除く）」としてください。

③あなたの事業所が「インターネット附隨サービス業」である場合

- ・契約先が「インターネット附隨サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。
- ・契約先が「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業（同業者を除く）」としてください。

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意								
5	年間売上高の 契約先産業別 割合 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>④契約先が「ソフトウェア業」か「情報処理・提供サービス業」か「インターネット附随サービス業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>⑤「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」及び「インターネット附隨サービス業」の業務の定義は、本記入注意の「II. (1)、(2) 及び (3)」(1～3頁参照)に従ってください。</p>								
6	年間営業費用 及び年間営業用固定資産 取得額	<p>(1) 「I 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>年間営業費用については、あなたの事業所（企業ではありません。）が平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。</u></p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業外費用（支払利息、割引料、為替差損等）は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th><th>費用例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与支給額</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。 </td></tr> <tr> <td>外注費</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 </td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 </td></tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給額	<ul style="list-style-type: none"> ○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。 	外注費	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 	減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。
費用区分	費用例示									
給与支給額	<ul style="list-style-type: none"> ○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。 									
外注費	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 									
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 									

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意		
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	(つづき)		
		費用区分		費用例示
		土地・建物	<input type="radio"/> 土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 <input type="radio"/> 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	
		賃機械・装置	情報通信機器	<input type="radio"/> 有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
		その他		<input type="radio"/> 自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
その他の営業費用		<input type="radio"/> 「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、商品仕入、原材料仕入、買入部品費など		

※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は20頁を参照してください。

(2) 「II 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」

- ① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に新たに取得した資産（新品、中古品、建物など）の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。
なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。
- ② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>機械・設備・装置</td> <td> <input type="checkbox"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）などの購入に要した費用 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <input type="checkbox"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く）の購入に要した費用 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物・その他の有形固定資産</td> <td>土地</td> <td> <input type="checkbox"/> 土地購入に要した費用 <input type="checkbox"/> 既存の土地を整備することに要した費用 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 建物の購入、改築・改装に要した費用 <input type="checkbox"/> 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 <input type="checkbox"/> その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など </td> </tr> <tr> <td></td> <td>無形固定資産</td> <td> <input type="checkbox"/> 物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など </td> </tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	有形固定資産	機械・設備・装置	<input type="checkbox"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）などの購入に要した費用	その他	<input type="checkbox"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く）の購入に要した費用	建物・その他の有形固定資産	土地	<input type="checkbox"/> 土地購入に要した費用 <input type="checkbox"/> 既存の土地を整備することに要した費用		<input type="checkbox"/> 建物の購入、改築・改装に要した費用 <input type="checkbox"/> 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 <input type="checkbox"/> その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など		無形固定資産	<input type="checkbox"/> 物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分		資産例示																
有形固定資産	機械・設備・装置	<input type="checkbox"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）などの購入に要した費用																
	その他	<input type="checkbox"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く）の購入に要した費用																
建物・その他の有形固定資産	土地	<input type="checkbox"/> 土地購入に要した費用 <input type="checkbox"/> 既存の土地を整備することに要した費用																
		<input type="checkbox"/> 建物の購入、改築・改装に要した費用 <input type="checkbox"/> 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 <input type="checkbox"/> その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																
	無形固定資産	<input type="checkbox"/> 物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成21年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」</p> <p>事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。（別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</p>																

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>② 前頁①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 個人業主(個人経営の事業主) 及び無給の家族従業者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 <u>個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td></tr> <tr> <td>② 有給役員</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td></tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	① 個人業主(個人経営の事業主) 及び無給の家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 <u>個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有給役員	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>
雇用形態区分	内容例示							
① 個人業主(個人経営の事業主) 及び無給の家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 <u>個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>							
② 有給役員	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>							

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <tr> <td>常用雇用者</td><td>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td></tr> <tr> <td>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td><td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td></tr> <tr> <td>④パート、アルバイトなど</td><td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td></tr> <tr> <td>※(就業時間換算雇用数)</td><td>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記(※)参照)</td></tr> <tr> <td>⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td><td>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td></tr> <tr> <td>総計 (①から⑤の合計)</td><td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td></tr> <tr> <td>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td><td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td></tr> <tr> <td>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td><td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td></tr> </table> <p>(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、$24 \times 4 \div 40 = 2.4$となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p>(4) 「II 「主たる業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「主たる業務」に携わる事業従事者数(次頁(※)参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p>	常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	※(就業時間換算雇用数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記(※)参照)	⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																	
③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																	
④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																	
※(就業時間換算雇用数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記(※)参照)																	
⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																	
総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																	
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																	
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																	

III. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>(※) <u>事業従事者数とは</u> 従業者数(「I」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② この欄では、「主たる業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>「I」欄の従業者数総計(①~⑤の合計) – 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「<u>主たる業務</u>」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) 以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「<u>主たる業務</u>」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 門 区 分</th><th style="text-align: center;">内 容 例 示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理・営業部 門</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</p> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">企 画 部 門</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">シス テ ム エンジニア</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計までを行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">プロ グ ラ マ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">研 究 員</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">ユ ー ザ 一 サ ポ ー ト</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人 </td></tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	管理・営業部 門	<ul style="list-style-type: none"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</p>	企 画 部 門	<ul style="list-style-type: none"> ○新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人 	シス テ ム エンジニア	<ul style="list-style-type: none"> ○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計までを行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人 	プロ グ ラ マ	<ul style="list-style-type: none"> ○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人 	研 究 員	<ul style="list-style-type: none"> ○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人 	ユ ー ザ 一 サ ポ ー ト	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人 	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人
部 門 区 分	内 容 例 示																	
管理・営業部 門	<ul style="list-style-type: none"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</p>																	
企 画 部 門	<ul style="list-style-type: none"> ○新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人 																	
シス テ ム エンジニア	<ul style="list-style-type: none"> ○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計までを行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人 																	
プロ グ ラ マ	<ul style="list-style-type: none"> ○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人 																	
研 究 員	<ul style="list-style-type: none"> ○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人 																	
ユ ー ザ 一 サ ポ ー ト	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人 																	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人 																	

「6 年間営業費用」と損益計算書との関係

『ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業調査票の場合』

損益計算書 (自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日)	特定サービス産業実態調査における 営業費用項目
I 売上高(営業収入)	
II 売上原価(営業原価) ～以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目～	販管費の費用 項目であっても 「売上原価」に 含まれている費 用項目がありま す。
○費やした自らの労力 ・人件費 など	「給与支給額」
○他から有償で仕入れたサービスやノウハウ ・外注費 ・減価償却費(※) ・賃借料 ・消耗品費　・特許、商標等使用料 ・商品仕入　・原材料仕入　・買入部品費 など	「外注費」(国内又は国外) 「減価償却費」 「賃借料」 「その他の営業費用」
III 販売費及び一般管理費 ～以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目～	
・販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料 ・賃金　・手当　・賞与 ・外注費 ・減価償却費(※) ・不動産賃貸料 ・販売手数料　・荷造費　・運搬費　・広告宣伝費 ・見本費　・保管費　・納入試験費　・福利厚生費 ・販売及び一般管理部門関係の交際費 ・旅費(従業員に限る)　・交通費(従業員に限る) ・通信費　・光熱費　・消耗品費　・租税公課 ・修繕費　・保険料 など	「給与支給額」 「外注費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」
営業利益×××	

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。

※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が特掲されていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。

貴事業所の対象業種の調査票を記入等するに際して、この記入注意等を見てもなお不明な点等がある場合は、お手数でも下記のコールセンターまでお問い合わせください。

「平成21年特定サービス産業実態調査コールセンター」

電話(フリーダイヤル) 0120-688-155 (受付時間／9:00~20:00)